

社会福祉法人 釧路創生会

特別養護老人ホーム・在宅複合型施設

はるとりの里

「指定訪問介護・指定第1号訪問事業」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(北海道指定 第 0174100131 号)

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護・指定訪問型サービス（訪問介護相当）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用者は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業所
2. 事業所の概要
3. 職員の体制
4. 契約締結からサービス提供までの流れ
5. 事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. サービス提供における事業者の業務
8. 事故発生時の対応について
9. サービス利用をやめる場合
10. 苦情の受け付けについて

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 釧路創生会
法人所在地	釧路市春採7丁目9番8号
電話番号	0154-46-7233
代表者氏名	理事長 高橋 雅裕
設立年月日	平成5年12月1日

2. 事業所の概要

事業所の番号	平成12年4月1日 指定北海道 0174100131号
事業所の目的	指定訪問介護及び指定訪問型サービス（訪問介護相当）は、介護保険法令に従い、甲が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としてサービスを提供します。
事業所の名称	はるとりの里 ホームヘルパーステーション （指定訪問介護事業所 平成12年4月1日指定） （指定訪問型サービス（訪問介護相当） 平成30年4月1日指定）
事業所の所在地	釧路市春採7丁目9番7号
電話番号	0154-46-4711
事業所長	施設長 池田 弥生
事業所の運営方針	1) ご利用なされる方の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。 2) 事業の実施に当っては関係行政機関、地域の保健医療、福祉サービス、支援事業所との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
開始年月日	平成11年11月1日
事業者が実施している事業（介護予防事業含む）	特別養護老人ホーム（特養）・介護老人保健施設・短期入所療養介護・短期入所生活介護（ショートステイ）・軽費老人ホーム・特定施設入居者生活介護・通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション・訪問介護事業・居宅介護支援事業・障害福祉サービス事業
事業者が実施している他の事業（介護予防事業含む）	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム はるとりの里 特別養護老人ホーム さくらの里 介護老人保健施設 老人保健施設 老健たいよう 短期入所療養介護 老健たいようショートステイ 短期入所生活介護 はるとりの里ショートステイ さくらの里ショートステイ 軽費老人ホーム/特定施設入居者生活介護 ケアハウス よねまち ケアハウス やまざくら 通所介護事業 はるとりの里 デイサービスセンター 白樺 デイサービスセンター さくらの里 デイサービスセンター 通所リハビリテーション事業 老健たいよう 通所リハビリテーション 訪問介護事業 はるとりの里 ホームヘルパーステーション 居宅介護支援事業 はるとりの里 居宅介護支援事業所 さくらの里 居宅介護支援事業所 障害福祉サービス事業 釧路創生会就労継続支援A型事業所 就労継続支援A型事業所 さくら はるとりの里 ホームヘルパーステーション 居宅介護サービス はるとりの里 ホームヘルパーステーション 重度訪問介護サービス
運営事業の実施地域	通常の事業の実施地域は、釧路市内（阿寒町・音別町を除く）全域、及び釧路町で次に掲げる町名の地域とする。 釧路町の地域 桂・新開・光和・北見団地・国誉・桂木・木場・睦・曙・若葉・富原・北斗・雁来・豊美
営業日及び営業時間	1) 営業日 月曜日～土曜日（12月30日～1月3日までは除く） 2) 営業時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分 電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。（連絡先0154-46-4711）
第三者評価	実施なし

3. 職員の体制

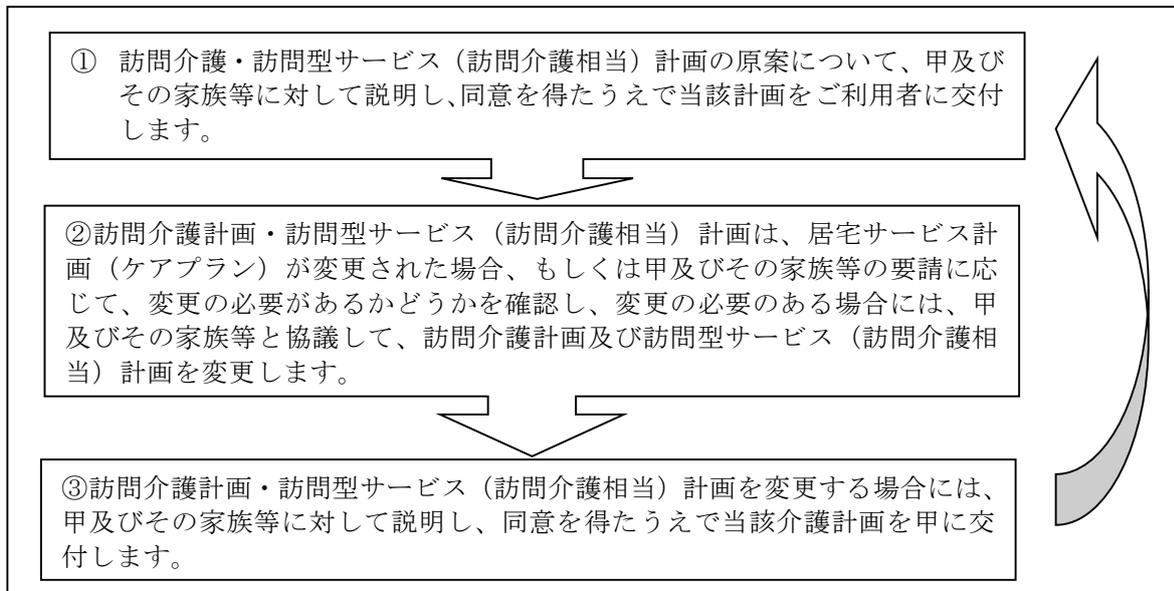
乙では、甲に対して指定訪問介護サービス及び指定訪問型サービス（訪問介護相当）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	常 勤		非常勤 専従	計	職務の内容
	専従	兼務			
1. 事業所長（管理者）		1		1名	従業者及び業務の管理
2. サービス提供責任者		2		2名	サービス内容管理 訪問介護計画の作成
3. 訪問介護員（ホームヘルパー）		2	6	8名	介護サービス
(1) 介護福祉士		2	2	4名	
(2) 訪問介護養成研修1級 （ヘルパー1級）課程修了者					
(3) 訪問介護養成研修2級 （ヘルパー2級）課程修了者			4	4名	
(4) 訪問介護養成研修3級 （ヘルパー3級）課程修了者					

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 甲に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護・訪問型サービス（訪問介護相当）計画（個別サービス計画）」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。
(契約書第3条参照)



- (2) 甲に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業所の照会等必要な支援を行います。
- 訪問介護・訪問型サービス（訪問介護相当）計画を作成し、それに基づき、甲にサービスを提供します。
- 介護保険・介護予防給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、訪問介護及び訪問型サービス（訪問介護相当）計画を変更し、甲にサービスを提供します。
- 介護保険・介護予防給付対象サービスについては、介護保険・介護予防給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

② 要介護認定を受けていない場合

- 居宅介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 訪問介護・訪問型サービス（訪問介護相当）計画を作成し、それに基づき、甲にサービスを提供します。
- 介護保険・介護予防給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



要支援・要介護と認定された場合



- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等の支援を行います。



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、訪問介護及び訪問型サービス（訪問介護相当）計画を変更し、甲にサービスを提供します。
- 介護保険・介護予防給付対象サービスについては、介護保険・介護予防給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。



自立と認定された場合



- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

5. 乙が提供するサービスと利用料金

乙では、甲のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

乙が提供するサービスについて、以下のものがあります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険からの介護給付及び介護予防給付から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

- 身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
- 生活援助
調理・洗濯・掃除等日常生活上の世話をを行います。

☆甲に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画及び訪問型サービス（訪問介護相当）計画に定められます。

① 身体介護

・入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

・排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

・食事介助

…食事の介助を行います。

・体位変換

…体位の交換を行います。

・通院介助

…通院の介助を行います。（※自動車での送迎を伴う通院介助はできません。～身体介護のみです。）

② 生活援助

・調理

…甲の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

・洗濯

…甲の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

・掃除

…甲の居室の掃除を行います。（甲の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

・買い物代行

…甲の日常生活に必要となる買い物をヘルパーが行います。（※甲を車で送迎し、買物をすることはできません。※預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。ただし、身体、その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。）

③ 身体生活

…1回の訪問で身体介護と生活援助をそれぞれ行います。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

別表の料金表によって、甲の要介護度に応じたサービス利用料金から介護給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

○甲がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、甲が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス>

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が甲の負担となります。

○経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、ご説明します。

(3) 交通費（契約書第10条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただく場合があります。（片道5kmを越える時は、自動車使用の場合、往復距離数に1km当り30円を乗じた額とする）

(4) 複写物の交付

記録等の複写物を交付する場合、実費をご負担いただきます。（一枚につき10円）

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第11条参照）

○利用予定日の前に、甲の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

(6) 取消料（契約書第11条）

甲が、サービス利用当日に利用の中止の申し出をされた場合、取消料として次の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

訪問介護員が居宅に出向いて中止の申し出があった場合	自己負担額相当分 + 交通費 200円
訪問介護員が居宅に出向く前に中止の申し出があった場合	自己負担額相当分

(7) 利用料金のお支払い方法（契約書第10条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。お支払方法は指定金融機関口座からの自動引落としとさせていただきます。なお、自動引落日は毎月20日（金融機関休業日は翌日）となります。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供する場合があります。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第7条参照）

①甲からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

③乙からの訪問介護員の交替

乙の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第8条参照）

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 乙が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護及び訪問型サービス（訪問介護相当）の実施に関する指示・命令

訪問介護及び訪問型サービス（訪問介護相当）の実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、乙はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護及び訪問型サービス（訪問介護相当）の実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所等に緊急を要する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第11条参照）

サービス利用当日に、甲の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、乙は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求する場合があります。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、甲に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 甲もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ 甲の家族等に対するサービスの提供
- ④ 飲酒及び甲もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ 甲もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他甲もしくはその家族等に行う迷惑行為

※その他、訪問介護員が自ら運転する活動車等に利用者を同乗させて送迎等を行う行為。

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第14条、第15条参照）

乙では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 甲の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ② 甲の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご利用者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③ サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ 甲に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
但し、複写物を交付する場合、実費をご負担いただきます。
- ⑤ サービス実施時に、甲に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥ 乙及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た甲又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、甲に緊急な医療上の必要性がある場合には、あらかじめ甲及びその家族から同意を得、医療機関等に甲の心身等の情報を提供します。

8. 事故発生時の対応について（契約書第19条、第20条参照）

甲に対するサービスの提供による事故が発生した場合には速やかに、市町村、居宅介護支援事業所、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、次の措置を講じます。

- ① 事故の状況及び事故に際して取る処置について記録します。
- ② 乙の責任によりご利用者に生じた損害については、乙は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、甲にも故意又は重大な過失が認められる場合には、乙の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から甲の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、乙との契約は終了します。(契約書第18条参照)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 甲が死亡した場合② 要介護認定により甲の心身の状況が自立と判定された場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) 甲からの解約・契約解除の申し出 (契約書第23条、第24条参照)

契約の有効期間であっても、甲から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の3日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② 甲が入院された場合③ 甲に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合④ 乙もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護及び介護予防訪問介護サービスを実施しない場合⑤ 乙もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥ 乙もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

(2) 甲からの契約解除の申し出 (契約書第25条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② 甲による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ 甲が、故意又は重大な過失により乙又はサービス従事者もしくは他の甲等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第22条参照)

契約が終了する場合には、乙はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

10. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 苦情解決責任者及び苦情受付担当者

乙に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者	苦情受付担当者
施設長 池田 弥生 連絡先 0154-47-2300	係長 佐藤 洋美 連絡先 0154-46-4711

受付時間…毎週月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

又、苦情ボックスを受付に設置しています。

(2) 苦情に対する体制、対応の手順

苦情に対する窓口として、相談窓口担当者を配置しております（係長 佐藤 洋美）。苦情があった場合は、ただちに苦情窓口担当者が申し立て者に連絡を取り、直接出向くなどして詳しい情報を聞くとともに、サービス担当者からも事情を確認します。そのうえで内容等を精査し、施設長に報告、または必要に応じて検討会議を行い、速やかに対応方法を含めた結果報告、関係者への連絡調整を行います。その際、苦情に対する内容・経過・対応の記録を保管し、再発の防止に活用します。

(3) 苦情解決第三者委員

甲に対する第三者委員に申し出ることもできます。

第三者委員	役 職
山崎 富男 (連絡先 0154-46-4956)	社会福祉法人釧路創生会 評議員、緑ヶ岡・貝塚地区社会福祉協議会 会長
牧野 優三 (連絡先 0154-46-0478)	社会福祉法人釧路創生会 評議員、春採下町地区連合町内会 会長 春採下町地区社会福祉協議会 会長

(4) 行政機関その他苦情受付期間

釧路市保健福祉課	所在地 釧路市黒金町7丁目5番地 電話番号 0154-23-5151 F a x 0154-32-2003 受付時間 9時00分～17時00分
北海道保健福祉部福祉局 高齢者保健福祉課	所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-204-5274 F a x 011-232-1097 受付時間 8時45分～17時30分
北海道国民健康保険団体 連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館 電話番号 011-231-5161 F a x 011-233-2178 受付時間 9時00分～17時00分

(5) 北海道福祉サービス運営適正化委員会

乙で解決できない苦情は、北海道社会福祉協議会に設置された、次の委員会に申し立てることができます。

北海道福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2. 7 電話番号 011-204-6310 F a x 011-204-6311
-----------------------	---

令和 年 月 日

◇指定訪問介護及び指定訪問型サービス（訪問介護相当）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<事業者>

所在地 北海道釧路市春採7丁目9番7号

事業所名 はるとりの里 ホームヘルパーステーション（指定番号0174100131）

管理者名 施設長 氏名 池田 弥生 ⑩

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 _____ ⑩

◇私は、本書面に基づいて乙から重要事項の説明を受け、指定訪問介護及び指定訪問型サービス（訪問介護相当）の提供開始に同意しました。

(甲)

住所 _____

氏名 _____ ⑩

(代理人)

住所 _____

氏名 _____ (続柄)

(別表1) 訪問介護サービス利用料金表

1. 身体介護中心型

単位：円

サービス内容			算定項目				
			時間	介護度単位	自己負担額		
					1割	2割	3割
身 体	身体介護(1)	平常	20分未満		163	326	489
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	204	408	612
		深夜		深夜の場合(50%加算)	245	490	735
	身体介護(2)	平常	20分以上 30分未満		244	488	732
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	305	610	915
		深夜		深夜の場合(50%加算)	366	732	1098
	身体介護(3)	平常	30分以上 1時間未満		387	774	1161
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	484	968	1452
		深夜		深夜の場合(50%加算)	581	1162	1743
	身体介護(4)	平常	1時間以上 1時間半未満		567	1134	1701
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	709	1418	2127
		深夜		深夜の場合(50%加算)	851	1702	2553
以下30分を増すごとに加算				82	164	246	
引き続き生活援助を行った場合20分から計算して25分増すごとに加算 (3回の加算を限度とする)				65	130	195	

2. 生活援助中心型

単位：円

サービス内容			算定項目				
			時間	介護度単位	自己負担額		
					1割	2割	3割
生 活	生活援助(1)	平常	20分以上 45分未満		179	358	537
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	224	448	672
		深夜		深夜の場合(50%加算)	269	538	807
活	生活援助(2)	平常	45分以上		220	440	660
		夜・朝		夜間・早朝の場合(25%加算)	275	550	825
		深夜		深夜の場合(50%加算)	330	660	990

3. 加算料金

加算	加算内容	自己負担額 (負担割合別)	
特定事業所加算Ⅱ	特定の要件(サービス責任者の経験年数、介護福祉士の配置、職員への研修体制等)体制・人材要件を満たしている事業所としての加算(1回あたり)	所定単位数の 10%	
初期加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合(1月あたり)	1割	200円
		2割	400円
		3割	600円

緊急時訪問介護加算	甲又はご家族等からの要請を受け、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合（1回あたり）	1割	100円
		2割	200円
		3割	300円
生活機能向上連携加算	生活機能向上にかかる所定の訪問介護計画を策定した場合（1月あたり）	1割	100円
		2割	200円
		3割	300円

※運営規定に定めている通常の事業実施地域を越えている中山間地域等にサービスを提供する場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、介護給付費所定単位数の5パーセントを加算算定させていただきます。

※令和6年6月より介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）として基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に22.4%を加算算定させていただきます。

※所得により、社会福祉法人等における軽減制度が適用となります。（要申請）

○「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するための所要時間です。

○上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護及び介護予防訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

○平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%

○訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者によるサービスについては、表の利用料金の10%が割り引かれます。

○2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

(別表2) 介護予防訪問介護サービス利用料金表

1. 訪問型サービス（訪問介護相当）料金表（1月あたり）

単位：円

項目	利用回数	介護度の条件	自己負担額		
			1割	2割	3割
訪問型サービス 11	週1回	要支援1・2	1,176	2,352	3,528
訪問型サービス 12	週2回	要支援1・2	2,349	4,698	7,047
訪問型サービス 13	週2回程度を超える場合	要支援2に限る	3,727	7,454	11,181
※所得により、社会福祉法人軽減制度が適用となります。（要申請）					

2. 訪問型サービス（訪問介護相当）料金表（1日あたり）

単位：円

項目	利用回数 1回ごとの金額になります	自己負担額		
		1割	2割	3割
訪問型サービス 21	1回につき	287	574	861
訪問型サービス 22	生活援助中心20分以上45分未満	179	358	537
訪問型サービス 23	生活援助中心45分以上	220	440	660

※次の条件により利用1回ごとの出来高を適用します。

①状態が不安定で1ヶ月の利用が不明な場合。②暫定の場合。

③月途中からの開始の場合。④月途中でサービスが中止・停止する場合

(時間) 平常 8:00～18:00 夜間 18:00～22:00

早朝 6:00～8:00

2. 加算料金

加算	加算内容	自己負担額 (負担割合別)	
		1割	2割
初期加算	新規に訪問型サービス（訪問介護相当）計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合（1月あたり）	200円	400円
		600円	
生活機能向上連携加算	生活機能向上にかかる所定の訪問介護計画を策定した場合（1月あたり）	100円	200円
		200円	300円
		300円	

※乙が、運営規定に定めている通常の事業実施地域を越えている中山間地域等にサービスを提供する場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、介護給付費所定単位数の5パーセントを加算算定させていただきます。

※令和6年6月より介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）として基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に22.4%を加算算定させていただきます。

○「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するための所要時間です。

上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護及び介護予防訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

○平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後6時から午後10時まで）：25% ・早朝（午前6時から8時まで）：25%

○訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者によるサービスについては、表の利用料金の10%が割り引かれます。

○2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、甲の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合